

個人番号制度運用開始に伴う事務手続きの変更について

平成28年1月以降の介護保険の各種申請書等に個人番号を記載することは、法令に基づく義務であるため、基本的には、申請等を行う本人または代理人が申請書等に個人番号を記載していただきます。

ただし、介護保険制度の場合には、申請者本人が高齢であることにも鑑み、自身の個人番号の記載が難しい場合には、申請書等に個人番号を記載せずに提出することができます。

また、申請者本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合には、申請書等に個人番号を記載せずに提出してください。

● 個人番号を記載して申請等する場合の必要書類

1 申請者本人または代理人が窓口で申請等する場合

① 本人が申請等する場合

(ア) 本人の個人番号確認書類・・・ 個人番号カード、個人番号の記載された住民票の写し等

(イ) 本人の(※)身元確認書類・・・ 個人番号カード、運転免許証等

② 代理人が申請等する場合

(ア) 代理権の確認書類・・・・・・・・ 登記事項証明書、委任状等

上記書類の提出が困難な場合は、本人の介護保険被保険者証の原本を窓口で提示することにより代理権の確認とします。

(イ) 代理人の(※)身元確認書類・・・ 個人番号カード、運転免許証等

(ウ) 本人の個人番号確認書類・・・ 個人番号カード、個人番号の記載された住民票の写し等

(※)身元確認書類とは（氏名と生年月日または住所が記載されている官公署の証明）

・顔写真付き証（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）の場合は、1点

・顔写真がない証（介護保険被保険者証、健康保険者証等）の場合は、2点

①、②それぞれの申請等に必要となる書類が不足している場合には、申請書等の受理はできません。

2 申請者本人が郵送で申請等する場合

上記1の①と同様の確認書類の写しの提出が必要になります。

※ 同封の返信用封筒は普通郵便使用です。簡易書留等にする場合の費用はご負担ください。

3 代理権のない使用者による申請等の場合

個人番号が見えないよう、申請書等を封筒に入れて提出する等の措置を講じて市に提出してください。この場合、上記1の①と同様の確認書類の提出が必要になります。